

鎌ヶ谷市AEDマップ

♥救急救命推進証交付事業所

【交付要件】

- 1 AEDを設置し、かつ適正に管理していること。
- 2 広く一般市民へ周知を図るため、公表することを承諾できること。
- 3 事業所近隣で発生した救急事故の際、AED等の一時的使用に無償で応じられること。
- 4 救命講習修了者による救命活動体制が整っていること。
- 5 救命講習修了者に対して定期的な再講習を計画していること。

♥AED設置協力標章交付事業所

【交付要件】

- 1 AEDを設置し、かつ適正に管理していること。
- 2 広く一般市民へ周知を図るため、公表することを承諾できること。
- 3 事業所近隣で発生した救急事故の際、AED等の一時的使用に無償で応じられること。

※AEDの使用に際しましては、原則、開館時間・営業時間のみとなります。ただし、名称が**赤字**の事業所等は、AEDが屋外に設置してあり、24時間365日使用できます。

